

大規模災害時における避難所としての施設の使用に関する協定書

高知市（以下「甲」という。）と高知県（以下「乙」という。）は、災害対策基本法に規定する豪雨、洪水、地震、津波等により市内において大規模な被害が発生した場合（以下「大規模災害」という。）に、乙が所有する施設を避難所（以下「避難所」という。）として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害後に、乙の協力を得て、乙の所有する施設を避難所として使用し、被災者を受け入れるに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所の指定）

第2条 乙は、甲が次に掲げる施設（以下「施設」という。）を大規模災害後の避難所として指定し、使用することを承諾する。

- (1) 所在地 高知市旭町3丁目115番地
- (2) 名称 こうち男女共同参画センター「ソーレ」
- (3) 使用場所 別紙「避難所指定箇所」のとおり（床面積計1,247.94㎡）

2 乙は、第1項に掲げる施設の図面を、甲に提供するものとする。

（避難所の周知）

第3条 甲は、前条に掲げる施設を、大規模災害発生後の避難所として、平常時から市民等に広く周知することができるものとする。

（使用期間）

第4条 甲は、大規模災害発生後から施設を避難所として使用することができる。

2 避難所の使用期間は、市内における被災状況等を勘案して甲乙協議し決めるものとする。

（避難所の運営管理）

第5条 避難所の運営・管理は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の運営・管理において、乙は、甲に協力するものとする。

（費用負担）

第6条 避難所の運営・管理に係る費用は、甲が負担するものとする。

（原状回復義務）

第7条 甲は、避難所の閉鎖を行った後、施設を原状に回復するものとする。

（協定有効期間）

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙のどちらかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（連絡体制の確認）

第9条 協定の有効期間中においては、毎年5月に甲乙双方の担当者、連絡方法等を確認するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、
甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成31年3月29日

甲 高知市
代表者 高知市長



乙 高知県
代表者 高知県知事



避難

避難所指定箇所

	場所	床面積 (㎡)
2階	託児室	54.54 ㎡
	グループ交流室	78.88 ㎡
	創作実習室	114.81 ㎡
3階	大会議室 (特別室・親子ブース含む)	386.86 ㎡
	研修室 1	48.5 ㎡
	研修室 2	48.5 ㎡
	研修室 3	48.5 ㎡
	講習室 3	85.39 ㎡
4階	調理実習室 (試食室含む)	111.14 ㎡
	和室 1	22.80 ㎡
	和室 2	27.36 ㎡
5階	視聴覚室	108.46 ㎡
	レクリエーション室 (更衣室含む)	112.20 ㎡
	計	1247.94 ㎡

大規模災害時における避難所としての施設の使用に関する協定の一部変更協定書

高知市（以下「甲」という。）と高知県（以下「乙」という。）との間において、平成31年3月29日付けで締結した「大規模災害時における避難所としての施設の使用に関する協定書」（以下「原協定書」という。）について、次のとおり変更する協定を締結する。

第1条 原協定書の第2条第1項第3号について、以下のとおり変更する。

使用場所

別紙「避難所指定箇所」のとおり（床面積計1,139.48㎡）

第2条 その他の条項については、原協定書のとおりとす。

本協定書の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和7年3月18日

甲 高知市
代表者 高知市長



乙 高知県
代表者 高知県知事



避難所指定箇所

	場所	床面積 (㎡)
2階	託児室	54.54㎡
	グループ交流室	78.88㎡
	創作実習室	114.81㎡
3階	大会議室 (特別室・親子ブース含む)	386.86㎡
	研修室1	48.5㎡
	研修室2	48.5㎡
	研修室3	48.5㎡
4階	講習室3	85.39㎡
	調理実習室 (試食室含む)	111.14㎡
	和室1	22.80㎡
5階	和室2	27.36㎡
	レクリエーション室 (更衣室含む)	112.20㎡
計		1,139.48㎡